

## 【印鑑登録・廃止申請等に係る本人確認書類一覧表】

コピーしたもの不可

令和8年1月

有効期限内のもの。有効期限がないものについては貼付の顔写真で同一人と確認できれば可。

A	B	
<p>マイナンバーカード、旅券、運転免許証、その他官公署が発行した免許証、許可証または資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナンバーカード</li> <li>・ 旅券（パスポート）</li> <li>・ 運転免許証</li> <li>・ 在留カード</li> <li>・ 特別永住者証明書</li> <li>・ 海技免状</li> <li>・ 電気工事士免状</li> <li>・ 無線従事者免許証</li> <li>・ 猟銃/空気銃所持許可証</li> <li>・ 運航管理者技能検定合格証明書</li> <li>・ 動力車操縦者運転免許証</li> <li>・ 特殊電気工事資格者認定証</li> <li>・ 認定電気工事従事者認定証</li> <li>・ 耐空検査員の証</li> <li>・ 航空従事者技能証明書</li> <li>・ 公立学校の顔写真付き学生証（※注）</li> </ul> <p>など</p>	<p>1つでよいもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船員手帳</li> <li>・ 戰傷病者手帳</li> <li>・ 教習資格認定証</li> <li>・ 宅地建物取引主任者証</li> <li>・ 小型船舶操縦免許証</li> <li>・ 運転経歴証明書</li> <li>・ 介護支援専門員証</li> <li>・ 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・ 療育手帳</li> <li>・ 身体障害者手帳</li> </ul>	<p>2つ必要なもの（うち一つは「氏名+生年月日」または「氏名+住所」が確認できるものが必要です）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険資格確認書</li> <li>・ 船員資格確認書</li> <li>・ 共済組合資格確認書</li> <li>・ 雇用保険被保険者証</li> <li>・ 基礎年金番号通知書</li> <li>・ 各種年金手帳</li> <li>・ 各種年金証書</li> <li>・ 恩給証書</li> <li>・ 各医療受給者証</li> <li>・ 後期高齢者医療資格確認書</li> <li>・ 国民健康保険高齢受給者証</li> <li>・ 介護保険被保険者証</li> <li>・ 生活保護受給証明書</li> <li>・ 高齢者証明書（発行：芦屋市のもの）</li> <li>・ 高齢者証明書に準ずるもの（芦屋市発行以外のもの、法人発行のもの）</li> </ul> <p>など</p>

（※注）顔写真付き、学校印あり、氏名+生年月日か氏名+住所が印刷されているもの（手書きは不可）に限る。→該当しない場合は、Bの2つ必要なもののうちの1つとする。